

第8回北斗市農業委員会総会議事録

令和7年10月23日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和7年10月23日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 1階 会議室					
委員の出欠状況 (出席 17名) (欠席 1名)	1 番	佐々木 勝 利	出 席	1 0 番	畠 中 学	出 席
	2 番	高 田 美 穂	出 席	1 1 番	加 藤 隆	出 席
	3 番	佐々木 敬 子	出 席	1 2 番	山 本 正 人	出 席
	4 番	落 合 修	出 席	1 3 番	齊 藤 哲 也	出 席
	5 番	白 石 奈津美	出 席	1 4 番	高 橋 陽 一	出 席
	6 番	谷 口 美由紀	出 席	1 5 番	井 坂 あずみ	出 席
	7 番	岡 田 浩 幸	出 席	1 6 番	中 川 明	出 席
	8 番	岡 村 栄 士	出 席	1 7 番	畠 山 恵 子	出 席
	9 番	安 田 秀 幸	欠 席	1 8 番	澤 田 亨	出 席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 野 田 広 樹 係 長 大 森 千 里 主 事 東 條 新					

会長提出議案	報告第 1 号 農地法第 3 条の規定による届出について 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による届出について 議案第 1 号 土地の現況証明書の交付について 議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について 議案第 6 号 農地移動適正化あっせんの申出について 議案第 7 号 土地の現況証明調査委員の指名について 議案第 8 号 北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取について 議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
委員提出議案 等の標題	

第8回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和7年9月25日 午後6時00分

- | | | |
|-------|-----------------------------------|---------|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第2 | 会期の決定について | |
| 日程第3 | 農地法第3条の規定による届出について | (報告第1号) |
| 日程第4 | 農地法第5条の規定による届出について | (報告第2号) |
| 日程第5 | 土地の現況証明書の交付について | (議案第1号) |
| 日程第6 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について | (議案第2号) |
| 日程第7 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について | (議案第3号) |
| 日程第8 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について | (議案第4号) |
| 日程第9 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について | (議案第5号) |
| 日程第10 | 農地移動適正化あっせんの申出について | (議案第6号) |
| 日程第11 | 土地の現況証明調査委員の指名について | (議案第7号) |
| 日程第12 | 北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取について | (議案第8号) |
| 日程第13 | 農地法第5条の規定による許可申請について | (議案第9号) |

第 8 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 7 年 1 0 月 2 3 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	7 件
2	報告第 2 号	農地法第 5 条の規定による届出について	会長	報告済	1 件
3	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	1 8 件
4	議案第 2 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の 成立状況の確認について	会長	決定	1 件
5	議案第 3 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の 要請（所有権移転）について	会長	決定	1 0 件
6	議案第 4 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の 要請（賃貸借）について	会長	決定	4 件
7	議案第 5 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の 要請（使用貸借）について	会長	決定	2 件
8	議案第 6 号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	1 件
9	議案第 7 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—
1 0	議案第 8 号	北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意 見の聴取について	会長	決定	1 件
1 1	議案第 9 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	会長	決定	1 件

第8回北斗市農業委員会総会

(午後1時30分 開会)

(開会宣言) 澤田会長	総会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。 稲刈りの方もほぼ終わっているように見えております。ネギの方も予定したより早く終わっている方もいるようです。トマトの方も終盤戦でほぼほぼ無いような状況と聞いています。来月になると、農協さんの方から金額が出てくるのではないかと思います。来月の総会で報告してもらえればと思います。 一気に寒くなってしまったので、体調が気温の変化についていけない方もいると思いますので、体が硬直しているとケガの元になりますので、温かい恰好をして作業にあたっていただければと思います。 本日の総会は、報告2件、議案7件、追加議案2件の合計11件であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
事務局長	本日の委員の動向をお知らせいたします。 議席番号9番 安田 秀幸 委員より欠席の申出、議席番号16番 中川 明 委員より遅延の申出がありました。 本日は、17名の委員が出席しております。 北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については澤田会長が進行いたします。よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。 直ちに日程に入ります。
日程第1 議 長	日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号13番 齊藤 哲也 委員、議席番号14番 高橋 陽一 委員の両名を指名いたします。
日程第2 議 長	日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。

日程第 3 議 長	日程第 3 報告第 1 号「農地法第 3 条の規定による届出について」を 議題といたします。
	番号 1 から番号 7 までを一括上程いたします。
	事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。
	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定によりまして、農地又は採草放 牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届 け出る事となっております。
	番号 1 につきましては、東前・創価学会・道南文化会館より南西 側の農地でございます。番号 2 につきましては、東前・創価学会・ 道南文化会館より北側の市街化農地でございます。番号 3 につつま しては、新函館北斗駅より西側の農地でございます。番号 4 につつま しては、向野・セイコーマートより南側の農地でございます。番 号 5 につきましては、北斗市火葬場より南側の農地でございます。
	番号 6 につきましては、老人ホーム・清華園より北西側の農地でご ざいます。番号 7 につきましては、茂辺地パークゴルフ場より東側 の農地でございます。
	これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規定 に基づき専決処分しましたことをご報告するものでございます。
	説明は、以上でございます。
	これらの願い出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程 に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。
	説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたし ます。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第 4 議 長	日程第 4 報告第 2 号「農地法第 5 条の規定による届出について」を 議題といたします。
	番号 1 を上程いたします。
	事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)

議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、農地法第5条第1項第6号の規定により、農業委員会に届け出る事となっております。 番号1につきましては、東前・あぐりへい屋より南側の市街化農地でございます、平成24年からあぐりへい屋の駐車場として使用している場所です。この度、転用期間の更新を迎えたため、再度、駐車場としてとして利用するため、転用の届出があったものであります。 北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第5 議 長	日程第5 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。 番号1から番号18までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長 井坂 あずみ 委員	朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、井坂あずみ 委員より報告をお願いいたします。 (井坂 あずみ 委員：報告)
議 長	報告が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

日程第 6 議 長	日程第 6 議案第 2 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の 6 カ月以内に行われていることが要件となっております、解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。 番号 1 につきましては、文月・山の神神社より西側の農地でございます、第三者へ売買が決定したことにより、貸主の都合により解約となっております。 この後の議案第 3 号『農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）』でご審議いただく予定でございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 7 議 長	日程第 7 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について」を議題といたします。
議 長	番号 1 から番号 3 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 1 につきましては、細入会館より南東側の農地でございます

事務局長	て、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、売買するものでございます。番号２につきましては、清川寺より北東側の農地でございまして、高齢のため、平成３０年より賃貸借で耕作している方へ売買するものでございます。番号３につきましては、島川小学校より東側の農地でございまして、労働力不足のため、令和３年より賃貸借で耕作している方へ売買するものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 次の番号４の案件につきましては、１５番 井坂 あずみ 委員が北斗市農業委員会会議規則第２５条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 （井坂 あずみ 委員：退席）
議 長	それでは、番号４を上程いたします。 事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号４につきましては、議案第２号『農地法第１８条の規定による合意解約通知の成立状況の確認』においてご審議いただいた農地でございます。文月・山の神社より西側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、売買するものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）

議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 (井坂 あずみ 委員：復席)
議 長	次の番号５の案件につきましては、１６番 中川 明 委員が北斗市農業委員会会議規則第２５条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (中川 明 委員：退席)
議 長	それでは、番号５を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号５につきましては、日本機設・上磯工場より北西側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、売買するものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 (中川 明 委員：復席)
日程第８ 議 長	日程第８ 議案第４号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について」を議題といたします。 番号１を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。

事務局長	ご説明いたします。 番号１につきましては、大野農業高等学校より南西側の農地ございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号２の案件につきましては、 ７番 岡田 浩幸 委員が北斗市農業委員会会議規則第２５条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 （岡田 浩幸 委員：退席）
議 長	それでは、番号２を上程いたします。 事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号２につきましては、白川第一会館より北西側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行なっている経営規模拡大を図ろうとする方へ、賃貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 （岡田 浩幸 委員：復席）

日程第 9 議 長	日程第 9 議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について」を議題といたします。
議 長	番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。
	（事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 1 につきましては、細入会館より北西側の農地ございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、使用貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。
	（「異議なし」の声あり）
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 1 0 議 長	日程第 1 0 議案第 6 号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。
	番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。
	（事務局：朗読）
議 長	朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。 議席番号 8 番 岡村 栄士 委員、議席番号 1 1 番 加藤 隆 委員、議席番号 1 7 畠山 恵子 委員の以上 3 名を指名することに、ご異議ありませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしくお願いいたします。

日程第 1 1 議 長	日程第 1 1 議案第 7 号「土地の現況証明調査委員の指名について」 を議題といたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号 4 番 落合 修 委員、議席番号 9 番 安田 秀幸 委員、議席番号 1 7 番 畠山 恵子 委員の、以上 3 名を指名することに御異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 調査委員に指名された方は、よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、追加議案の審議に入りますが、議案第 8 号及議案第 9 号の案件につきましては、1 3 番 齊藤 哲也 委員が北斗市農業委員会会議規則第 2 5 条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。
	(齊藤 哲也 委員：退席)
日程第 1 2 議 長	日程第 1 2 議案第 8 号「北斗農業振興地域整備計画の変更に関する意見の聴取について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。
	この北斗農業振興地域整備計画とは、現況農用地について地域、地区ごとに農用地区域の設定方針を示した農用地利用計画や農業生産基盤の整備及び開発の方向を示した農業生産基盤の整備開発計画など 8 つの計画で構成されており、市がこの農業振興地域整備計画を変更しようとするときは農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により農業委員会の意見を聴かなければならないこととされていることから、審議を行うものでござ

	ざいます。本件につきましては、去る 8 月の総会で実施計画書の意見聴取について、ご審議・決定をいただきました、『北斗市農村地域への産業の導入に関する実施計画書』により、追分 6 丁目地内に『北斗追分インターチェンジ産業団地』の造成に伴い、北斗農業振興地域整備計画より除外する事の可否について、意見を求められております。 担い手の減少や高齢化の進展により、小規模農家などの農業従事者等が閑散期に市外に流出せず地域で就業が可能となるよう雇用の場の拡大が必要と考えるため、市では、産業団地の造成を計画しております。 対象地以北のエリアでは、認定農業者等により農地の集積が進んでいるが、申請地は農業者住宅が無く、営農の中心地としている農業者がいないため、農業振興地域整備計画から除外を行っても農業分野への影響が最小限であると考えられます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 13 議 長	日程第 13 議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 本件につきましては、去る 8 月の総会で実施計画書の意見聴取について、ご審議・決定をいただきました、『北斗市農村地域への産業の導入に関する実施計画書』により、追分 6 丁目地内に『北斗追分インターチェンジ産業団地』の造成を行なうため、転用許可申請が提出されたものでございます。 申請地は、すべて市街化調整区域内にあるため、原則、建物等の建築や農地転用が制限される地域となりますが、この度、計画書の同意が関係機関から得られたこと、議案第 8 号でご審議・決定をい

事務局長	ただきました『北斗農業振興地域整備計画の変更』により、転用許可申請を受理する事が可能となりました。 事務局説明のとおり、転用面積は約13.5ヘクタールで産業団地全体の計画面積は、約15ヘクタールとなり、18業種・11社の企業が進出する計画となっております。 追分インターチェンジ周辺の良い交通環境を活用した物流拠点の造成を図ることで、農村地域への産業の導入を促進し、農業従事者が導入される産業に就業するための措置を講ずるとともに、農業と産業の均衡のある発展と雇用構造の高度化に資することを目的に建設を行うこととしております。 なお、今回の許可申請につきましては、転用面積が4ヘクタールを超えるため、許可権者は北海道知事となります。 本日の総会で審議し決定がなされると、北海道農業会議への諮問後、北海道（渡島総合振興局）へ進達を行い許可決定がなされることとなります。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 （落合 修 委員 挙手）
議 長	4番 落合 修 委員
落合 修 委員	確認ですがこの図面で見ると、企業名は対象に入っていないのですか。
事務局長	ご説明いたします。 企業名につきましては、所有している土地が農地ではなく、宅地と雑種地となりますので、転用の対象とはなっておりません。産業団地の開発エリア内には、入っております。なお、転用申請の中に全体の計画の内、農地以外の所有者についても、この開発計画に同意する旨の同意書は、別途添付書類としていただいております。 実際は、企業名も開発エリアの中に入っており、別な場所に移転する予定となっております。 説明は、以上でございます。
議 長 落合 修 委員	よろしいですか。 わかりました。 もう一点よろしいですか。

議 長 落合 修 委員 事務局長 議 長	4 番 落合 修 委員 この中に進出する企業が事業計画と異なって太陽光パネル等を設置するようなことは無いのか。 ご説明いたします。 今回の転用計画は、通称：農産法の実施計画による計画により、転用申請ができるものとなり、この転用自体は造成までの部分の許可となりますが、農産法の実施計画を定める中で、既に立地する企業や建設される建物や雇用の状況等が決定されております。 よって、ご質問にあるような太陽光発電しかやらない等は、そもそも計画で認められておりませんので、農産法による転用申請のため、立地する企業は、一定程度は農業者及び農業関係者の雇用を行う条件も付されております。よって、ここで雇用が確保されなければならないため、ご質問の太陽光パネルの設置だけは無いです。 説明は、以上でございます。 他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。 以上で、本日の全日程を終了いたしました。 これをもちまして、第7回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。 御苦勞様でございました。 (午後 2 時 3 0 分 閉会) 会 長 澤 田 亨 署名委員 齊 藤 哲 也 署名委員 高 橋 陽 一
--	--